

大通達甲（警務）第23号
令和2年5月13日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長 殿

警 務 部 長

大分県警察の訓令等の公表について（通達）

警察行政を円滑に運営するためには県民の理解と協力が不可欠であり、これを得るためには警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たしていかなければならない。

このため、大分県警察の訓令等については、これを原則として公表することとし、「大分県警察の訓令等の公表について」（令和2年3月25日付け大通達甲（警務）第6号）により運用してきたところであるが、この度、公表方法の見直しを行い、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 用語の意義

この通達において「大分県警察の施策を示す通達」とは、通達（その内容が一時的な事項であるものを除く。）のうち、大分県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものをいう。

2 公表範囲

- (1) 訓令及び大分県警察の施策を示す通達（以下「訓令等」という。）のうち、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含まないものについては、原則として、その全文を公表するものとする。
- (2) 訓令等のうち、非公開情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するものとする。ただし、訓令等の名称に非公開情報が含まれる場合及び非公開情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないものとする。
- (3) 大分県警察の施策を示す通達に当たらない通達（その内容が一時的な事項であるものを除く。）についても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、この通達の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

3 公表時期及び公表期間

- (1) 訓令等については、施行後速やかに公表するものとする。ただし、施行後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表するものとする。
- (2) 公表期間については、公表した訓令等が効力を有する期間とし、当該訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置を執るものとする。

4 公表方法

訓令等の公表は、大分県警察ホームページに掲載することにより行うものとする。

（警務課法制係）